## 報道資料

令和3年5月28日(金)

防災統括室 担当:中野、小原

電話: 0742-27-7006 内線: 2270、2285

産業政策課 担当:福留、西川

電話: 0742-27-7005 内線: 3560、3582

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 飲食店に対する営業時間短縮の要請期間の延長について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「第三期 奈良県緊急対処措置」の方針のもと、奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部は、下記のとおり営業時間短縮の要請期間を延長します(特措法第24条第9項に基づく)。

記

- 1. 要請対象の地域及び期間 奈良市、天理市、生駒市(各市の全域) 〔第2期〕令和3年5月12日から5月31日まで <u>〔第3期〕令和3年6月1日から6月20日まで</u>
- 2. 要請対象の施設 1の各市の対象要件に準じる
- 3. 要請の内容 営業時間の短縮(午後8時まで)
- 4. その他
  - ・要請にご協力いただいた飲食店に対し、協力金を、市より支給します(協力金の県の同額上乗せ支援及び市町村負担に対する県独自の 追加財政支援を実施)。

各市の協力金に関するお問い合わせ先:

- ・奈良市 観光経済部 産業政策課電話 0742-34-4741
- · 天理市 環境経済部 産業振興課
- ・生駒市 地域活力創生部 商工観光課 電話 0743-74-1111
- ・県内の店舗、施設等におかれては、感染予防のため、業種別ガイド ライン遵守の徹底をお願いいたします。

電話 0743-63-1001